



兵庫労働局

Press Release

兵庫労働局発表
平成24年9月27日

[照会先]
兵庫労働局 労働基準部 健康課
課長 瓜生 裕一
(TEL)078-367-9153
(FAX)078-367-9166
パワーハラスメントについては、
兵庫労働局 労働基準部 監督課
課長 矢野 総一郎
(TEL)078-367-9151
(FAX)078-367-9165

報道関係者 各位

平成24年度全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会が主唱して、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的として、毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会等の開催などを展開しています。本年度は、「**心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理**」のスローガンのもと「平成24年度全国労働衛生週間実施要綱」（別添1）に基づき労働衛生週間を展開します。

兵庫労働局（局長 前田 芳延）においては、この期間中に管下11の労働基準監督署とともに、独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター、労働災害防止団体等と連携して、メンタルヘルス対策、職業性疾病予防対策、受動喫煙防止対策等についてのセミナー・講習会など集中的な啓発活動を実施します。

[実施事項]

1 労働衛生講習会等の実施

兵庫労働局管内の各労働基準監督署と独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター（以下「兵庫産業保健推進センター」という。）及び各地区労働基準協会等の労働災害防止団体が連携して、兵庫県内の 11 地域において、17 回にわたってメンタルヘルス対策、職業性疾病予防対策、受動喫煙防止対策等の労働者の健康管理や職場環境改善についての労働衛生講習会等を開催します（別添 2 「平成 24 年度労働衛生週間における啓発活動」参照）。

2 メンタルヘルス対策の推進の取組

我が国の自殺者が 14 年連続で 3 万人を超える状況が続き、自殺者のうち約 3 割が勤労者となっています。また、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していることから、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、兵庫労働局及び管内の各労働基準監督署においては、兵庫産業保健推進センター、労働災害防止団体と連携して、メンタルヘルス対策の必要性、取組手法等についてのセミナー・研修会を実施する等メンタルヘルス対策についての周知・啓発活動を展開するとともに、メンタルヘルス支援センター事業、地域産業保健センター事業との緊密な連携を図りながら、各事業場においてメンタルヘルス対策の取組みが行われ、労働者がメンタルヘルスカケアを受けられるよう各事業場の指導を行っています。

（別添 3 「メンタルヘルス対策について」参照）

3 労働衛生に関する各種支援事業等の活用促進

労働者の健康障害の防止やメンタルヘルスカケアの積極的な推進が図られるようメンタルヘルス対策など労働衛生に関する以下の各種支援事業の活用を促します。

(1) 兵庫産業保健推進センター

(独) 労働者健康福祉機構の施設の一つである兵庫産業保健推進センターでは、産業医等の産業保健関係者への専門的相談、研修を実施しています(別添4「産業保健兵庫かわら版」参照)。なお、研修については、年間を通じてメンタルヘルス対策、健康障害防止対策、作業環境管理対策、関係法令等産業保健に関する様々なテーマで研修を実施しています。

(2) メンタルヘルス対策支援センター事業

厚生労働省の委託事業で、当局管内においては、兵庫産業保健推進センター内に、メンタルヘルス対策支援センターが設置され、総合的な相談対応、個別事業場への訪問支援など、メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、職場復帰支援に至るまで、さまざまな支援を実施しています(別添5「メンタルヘルス対策支援センターの利用案内」参照)。

(3) 地域産業保健センター事業

厚生労働省の委託事業で当局管内においては、10か所の地域産業保健センターが設けられており、労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く方を対象に、①メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導、②健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、③脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導、④長時間労働者に対する面接指導を行っています。また、相談内容やご要望に応じ、必要な場合は事業場を訪問し、作業環境等の状況を踏まえ、総合的な労働衛生管理の助言・指導を実施しています(別添6「小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ」参照)。

4 職場のパワーハラスメントの予防について

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が本年3月に公表し

た「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」について、兵庫労働局では、本年5月以降、事業者団体や労働組合等を通じて広く周知し、この問題の予防・解決に向けた社会的気運を醸成するため、ポスターやパンフレット（別添7「これってパワハラ？」参照）を配布したほか、8月22日にはメンタルヘルスの専門家や弁護士を講師として「パワハラ防止セミナーin兵庫」と題したセミナーを開催しました。

この職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメントは労働者のメンタルヘルス悪化をもたらすものであることから、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取り組みは、労働者のメンタルヘルス対策にもつながるとの観点により、上記提言についてあらゆる機会を通じて周知に努めることとしています。

(別添)

平成 24 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 63 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は 7,779 人と前年と比べ 4%減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成 23 年は 52.7%とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど職場での健康リスクは依然として存在している。

また、我が国の自殺者 3 万人超のうち約 2,700 人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。

第 11 次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目標達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められている。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要である。

このような観点から、今年度は、

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、夏期の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施
- (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施

イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用

ウ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

エ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結

果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

オ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

カ 健康管理の推進

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

キ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

ク 職場における受動喫煙防止対策の推進

- (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
- (イ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第7次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進

- (ア) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (イ) アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策
 - (ウ) 離職後の健康管理
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- (ア) 作業標準の策定
 - (イ) 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保
 - (ウ) 介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討
- サ 熱中症予防対策の徹底
- (ア) WBGT値（湿球黒球温度）の活用、熱への順化期間の設定、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取等の取組みの推進
 - (イ) 夏期の電力需給対策を踏まえた節電の範囲内での熱中症予防対策の推進
- シ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- タ 化学物質の管理の推進
- (ア) 化学物質等安全データシート（SDS）及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
 - (イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - (ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
 - (エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底
 - (オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
 - (カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
 - (キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施
 - (ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底

(ケ) 印刷業等における有機溶剤に対するばく露防止対策の徹底

チ 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 離職後の健康管理の推進

ツ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

テ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ト 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進

ナ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進

ニ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

(ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

(イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

第63回全国労働衛生週間

期間：平成24年10月1日～7日
(準備期間：平成24年9月1日～30日)

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施している取り組みです。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催などを展開します。

スローガン

心とからだの健康チェック みんなが進める健康管理

第63回となる平成24年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

今年5月に一般公募を行い、377作品の応募作品の中から選考、決定しました。

♥働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。



「こころの耳」の主なコンテンツ

- 1 事業者に対し、メンタルヘルス対策の基礎知識、職場環境改善のための参考事例、各種支援・助成制度などの紹介
- 2 産業医等の産業保健スタッフに対し、事業場の取り組み事例や研修会などの紹介
- 3 職場の人間関係などに悩む方やそのご家族に対し、専門の相談機関や医療機関、メンタルヘルスや過労死に関する基礎知識、救済制度（セーフティネット）などの紹介

◆メール相談サービスも行っていますので、ご利用ください。

アクセスはこちら→ <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



こころの耳

検索



主唱 厚生労働省 中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 林業木材製造業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会

事業場の実施事項（詳しくは「全国労働衛生週間実施要綱」をご覧ください）

（1）全国労働衛生週間に実施する事項

ア	事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
イ	労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
ウ	労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ	有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ	労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

（2）準備期間中に実施する事項 下記の事項について日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図ります。

ア	労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進	ス	騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
イ	過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進	セ	振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
ウ	労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化	ソ	VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
エ	作業環境管理の推進	タ	化学物質の管理の推進
オ	作業管理の推進	チ	化学物質の管理の推進
カ	健康管理の推進	ツ	心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
ク	職場における受動喫煙防止対策の推進	テ	快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
ケ	粉じん障害防止対策の徹底	ト	職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取り組みの促進
コ	職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進	ナ	職場におけるエイズ問題に関する理解と取り組みの促進
サ	熱中症予防対策の徹底	ニ	東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進
シ	電離放射線障害防止対策の徹底		

労働衛生に関する各種支援事業や情報提供サイトをご利用ください。

受動喫煙防止対策に関する支援事業 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するため、以下の支援を行っています。

- ①職場の受動喫煙防止対策の行い方、喫煙室の新設や改修など、技術的な内容についての専門家による電話相談、実地指導（相談料は無料、相談ダイヤル：050-3537-0777）
- ②職場におけるたばこ煙濃度、喫煙室の換気の状態を把握するための測定機器の貸し出し（測定機器の送料のみ負担、FAXまたはインターネットにより申し込み。問い合わせ先：03-5625-4296）
- ③喫煙室の設置などに必要な経費の一部助成（飲食店、旅館等を営む中小企業事業主のみ対象。助成率1/4、最大200万円。申請先：都道府県労働局健康安全課または健康課）

メンタルヘルス対策支援センター <http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html/>

厚生労働省では各都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置して、メンタルヘルスに関する事業者の取り組みを支援しています。センターでは、総合的な相談対応、個別事業場への訪問支援など、メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、職場復帰支援に至るまで、さまざまな支援を実施しています。

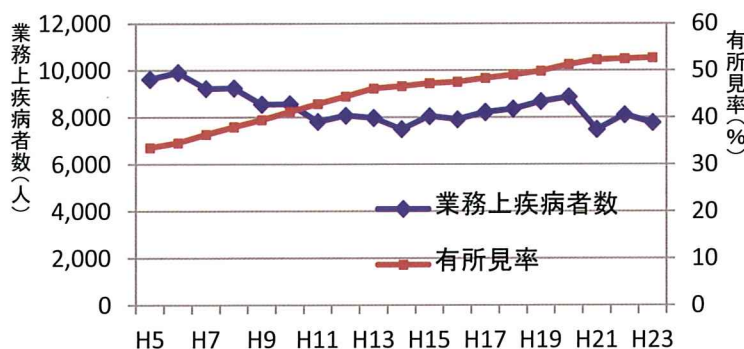
産業保健推進センター・地域産業保健センター

産業保健推進センターでは、産業医等の産業保健関係者への専門的相談、研修などを実施しています。詳細については、都道府県産業保健推進センターまたは都道府県労働局にお問い合わせください。
また、労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象に、地域の医療機関や事業場を訪問して、健康相談の実施などの産業保健サービスを行っています。各サービスの利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みが必要ですので、最寄りの都道府県労働局（健康課または健康安全課）にお問い合わせください。

職場における化学物質管理について

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報、化学物質に関するリスク評価、がん原性試験結果に関する指針対象物質などについては、「職場のあんぜんサイト」の「化学物質」のページをご参照ください。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

労働衛生の現状(業務上疾病者数・定期健診有所見者率の推移)



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告等に関する統計結果は厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計」に公表しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

職場における労働衛生対策について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

職場における熱中症予防、腰痛予防などについての情報は、厚生労働省ホームページ「労働基準」からアクセスしてください。